

長野市地産地消推進計画

1 背景

本市の農業・農村は、農業者の高齢化と担い手不足、遊休農地の増大、農畜産物価格の低迷など多くの課題があります。

また、わが国の食料自給率は、平成 22 年度は 39%となっており、主要先進国の中でも最低水準となっているなど、食料の多くを輸入に依存しており、地域自給率の向上が求められています。

このような中で、BSE、鳥インフルエンザの発生、食品の偽装表示、農産物の残留農薬問題等を契機に食の安全に対する関心が高まりのほか、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質問題により、安全・安心な地元農畜産物を求める消費者が増えています。

また、食料の生産、国土の保全、水源の涵養、良好な景観の形成、文化の伝承などの農業・農村の多面的機能は、生産者と消費者と一緒に守っていく必要があります。

地域で生産された農畜産物を地域で消費する地産地消は、消費者にとっては生産者の顔が見え、新鮮で栄養価が高く安全・安心な農畜産物が供給されるとともに、生産者にとっても流通コストの低減や多品目少量生産でも対応できるなどのメリットがあります。

このようなことから、市内で生産された安全・安心な農畜産物を安定供給するとともに地域内流通を高めることを通して、農畜産物の生産者と消費者を結びつける地産地消の取り組みが求められています。

2 基本方針

長野市の豊かな自然や気候風土の中で生産された地域の食材を大切にして、生産者と消費者および事業者が連携を深め、市内で生産される農畜産物の地域内流通を促進し、地域内自給を高めるとともに、伝統的な食文化の継承と健康的な食生活を普及し、地域の活性化を目指します。

(1) 生産者、消費者、事業者が連携を深め、市内で生産された農畜産物を市内で消費し、新鮮で安全・安心な農畜産物の生産と消費の拡大を図り、地域内自給を高めます。

(2) 食を通して地域の農業、暮らし、食材を学ぶ「食育」を広め、心身の健康を図

るとともに、伝統料理・郷土料理などの地域の食文化を守ります。

(3) 地域の農産物を使用した特産品づくり、都市と農村の交流を促進します。

3 施策の内容

(1) 地域食材の利用促進

- ① 学校給食、保育園給食等及び保健福祉施設における地域食材の利用促進
 - ・ 学校給食における「地域食材の日」を推進し、地域食材の利用を促進します。
 - ・ 学校給食施設、保育園等及び市民病院等の保健福祉施設と生産者、農協、流通事業者との調整を図り、地域食材の利用を促進します。
- ② 宿泊施設、飲食店、食品加工事業者等における地域食材の利用促進
 - ・ 宿泊施設、飲食店、食品加工事業者などの大量利用施設と生産者、農協、流通事業者との調整を図り、地域食材の利用を促進します。
 - ・ 食材の産地表示を推進し、一定量使用する店を地産地消協力店に認定し、ホームページ等により広くPRします。
- ③ 地元農産物の直売コーナーの設置促進
 - ・ 小売店における地元農産物直売コーナーの開設を奨励・促進します。
 - ・ 一定規模の販売コーナーを設置している小売店を地産地消協力店に認定し、ホームページ等により広くPRします。

(2) 地域奨励作物支援事業の推進、特産品づくり、地場産業の振興

- ① 小麦、大豆、そばの栽培奨励
 - ・ 小麦、大豆、そばの出荷量に対し奨励金を交付し生産拡大を図る、地域奨励作物支援事業を推進します。
 - ・ 農業団体等が行う集団的栽培を支援するため、機械等の設備の購入経費に対して補助し、安定供給を図ります。
- ② 特産品づくりの促進
 - ・ 地域奨励作物などを原料に使ったうどん、おやき、味噌、豆腐、そば等の農産加工品の特産品づくりを促進し、地場産業の振興を図ります。
 - ・ ホームページ、観光パンフレットなどにより市民、観光客に対し特産品をPRします。

(3) 農畜産物情報の提供、地産地消のPR

① 旬の農産物、農産物直売所等の情報提供

- ・ ホームページ等により、農産物及び農産物加工品の生産・出荷情報、旬の料理メニュー、農産物直売所、地元農産物直売コーナー等の情報を提供します。
- ・ 旬の食材を使った料理講習会等を開催し、地域の食材に対する理解を深めます。

② 消費者と生産者の相互理解の促進

- ・ 農業祭等地産地消に関わる各種イベント、直売所、朝市等における地元農産物の販売を通して、消費者と生産者との交流や情報交換を図ります。
- ・ 市民に対して地産地消に関する情報を積極的に発信するとともに、消費者、生産者、流通業者の地産地消に対するニーズを調査・研究し、事業の充実・強化を図ります。
- ・ 地産地消に賛同し実践する市民や団体の組織化を図り、地産地消に関する情報交換や交流により理解を深め、行政と市民との協働による地産地消の取り組みを進めます。

③ 都市と農村の交流促進

- ・ 伝統行事やそば祭りなどのイベントの開催、観光と連携したグリーン・ツーリズムの推進により、都市住民との交流を促進します。

(4) 農産物直売所、加工所の支援、生産組織の育成

① 農産物直売所の支援

- ・ 新鮮な農産物を消費者へ直接届ける、産地や中心市街地などの農産物直売所の設置、生産グループの活動を支援します。

② 農産物加工所の支援

- ・ 農産物の付加価値を高める農産物加工所の設置、加工所を利用したグループの活動を支援します。
- ・ 農産加工品の情報を広くPRし、販売促進を図ります。

③ 生産組織の育成

- ・ 農業機械の共同購入に対して助成し、機械の共同利用や農作業の受委託等を促進し、生産組織の育成と農畜産物の安定供給を図ります。
- ・ 高齢者や女性農業者が対応できる農産物の集出荷体制の整備を支援します。

(5) 食農教育の推進・地域の食文化の継承

① 食農教育の推進

- ・ 小中学校、保育園等の給食に地域食材を活用することを通じて、子どもたちが農業生産や郷土料理など地域の食文化に対する関心を高め、食の安全・安心、望ましい食習慣に関する理解を深めます。
- ・ 学校農園、市民農園、市民菜園、オーナー農園等での生産、収穫体験を通して、農業に関する理解や食への関心を高めます。
- ・ 食生活、食品衛生に関する知識を普及し、食の安全・安心の理解を深めます。

② 地域食文化の継承

- ・ 市民グループ、郷土料理店、スローフード運動などとの連携により、地域の郷土料理・伝統料理を守り伝えます。
- ・ 栄養士会、食生活改善推進協議会等の関係団体と連携し、「食生活指針」などを踏まえ、地域食材を使った料理講習会等の開催や献立の提供などにより、望ましい日本型食生活への理解を深めます。
- ・ 地域の伝統料理を伝承するため、貴重で特色ある昔ながらの地場野菜などの品種を守ります。

(6) 安全な農畜産物の供給

① 安全な農畜産物の供給

- ・ 農畜産物や食品の安全性について確認できる体制を整備します。

② GAP手法（農業生産工程管理）及びトレーサビリティ（生産流通情報把握システム）の導入促進

- ・ 県等が行う普及促進事業に協力し、食品の安全性の向上や品質の向上等に資するとともに、消費者の信頼確保に努めます。

③ 放射性物質に関する農畜産物や食品の安全性の確認

- ・ 県が行う農産物に関する放射性物質検査への協力等により、市内農産物等の安全性を確認します。
- ・ 小中学校、保育園等の給食用食材を中心に市内流通食品の放射性物質検査を実施し、安全性を確認します。

(7) 環境にやさしい農業の推進

- ① 有機質による土づくりの促進
 - ・ 生産者と消費者が堆肥づくりを通して、循環型農業に対する相互理解を深めます。
 - ・ 家庭や事業所などから排出される生ごみから堆肥を作り、これを農地に還元することで地域循環を図る持続可能な社会を構築します。
- ② 安全な農産物の生産拡大
 - ・ 減農薬、減化学肥料、有機栽培による農産物の栽培の普及に努め、安全な農産物の生産拡大を図ります。
 - ・ 性フェロモン剤、天敵の導入、生分解性マルチの普及を促進し、安全な農産物の生産拡大を図ります。
- ③ 環境にやさしい農業の実践農家と消費者との相互理解の促進
 - ・ 「環境にやさしい農業研究会」の活動を通して、環境と農業との関わりについての研究、環境にやさしい農業に取り組む生産者への支援、消費者と生産者との相互理解と交流等を進めます。

4 推進体制

(1) 地産地消推進本部

- ① 地産地消推進事業について庁内部局間の総合的調整を行い、事業の円滑な推進を図るため、「地産地消推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置します。
- ② 推進本部長は副市長を、委員は関係部長等を充てます。
- ③ 推進本部が担う主な役割は次のとおりです。
 - (ア) 地産地消推進事業の計画策定に関すること
 - (イ) 地産地消推進事業の進行管理に関すること

(2) 地産地消推進会議

- ① 推進本部の円滑かつ効率的な運営を図るため、関係課長等で構成する地産地消推進会議（以下「推進会議」という。）を置きます。
- ② 推進会議の会議は、農林部農業政策課長が主宰します。
- ③ 推進会議が担う主な役割は次のとおりです。
 - (ア) 地産地消事業の計画に関すること
 - (イ) 地産地消事業の推進に関すること

(3) 地産地消推進協議会

- ① 地産地消事業の推進と充実を図るため、「長野市地産地消推進協議会」(以下「協議会」という。)による民間と行政との協働による取り組みを進めます。
- ② 協議会は、目的に賛同する消費者団体、生産者団体、学識経験者、流通業団体、食品加工・製造業団体、農業団体等の代表者、その他必要と認める者で組織します。
- ③ 協議会が担う主な役割は次のとおりです。
 - (ア) 地産地消推進事業の普及・推進に関すること
 - (イ) 地元農畜産物の安定供給と消費拡大に関すること
 - (ウ) 地域奨励作物の普及、特産品づくり及び地場産業の振興に関すること
 - (エ) 地産地消協力店の認定に関すること
 - (オ) 環境にやさしい農業の推進に関すること
- ④ 協議会に、特定事項について協議するため、必要に応じ部会を設置します

(4) 環境にやさしい農業研究会

- ① 有機質資源の有効活用を推進し、安全な農産物の生産拡大を図り、消費者と生産者とが環境に負荷を与えない農業の理解を通じて相互の理解を深めるため、「長野市環境にやさしい農業研究会」(以下「研究会」という。)による研究活動を進めます。
- ② 研究会は、目的に賛同する消費者団体、生産者団体の代表者、その他必要と認める者で組織します。
- ③ 研究会が担う主な役割は次のとおりです。
 - (ア) 環境にやさしい農業についての理解を深め、農産物の消費・拡大を図る
 - (イ) 環境にやさしい農業への取組みを推進し、栽培技術の確立と普及を図る
 - (ウ) 各種認証制度の周知を行い、環境にやさしい農業に対する理解醸成を図る

[推進体制図]

